

(参考) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当契約 (政策目的随意契約) の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	総合会館 樹木管理業務委託	令和 7 年 5 月 30 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(公社)五泉市シルバー人材センター 五泉市太田 1 0 9 2 番地 1	令和 7 年 5 月 30 日	657,200 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
2	村松体育館 除草業務委託	令和 7 年 5 月 30 日から 令和 7 年 10 月 31 日まで	(公社)五泉市シルバー人材センター 五泉市太田 1 0 9 2 番地 1	令和 7 年 5 月 30 日	342,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
3	丸田多目的運動広場 施設維持管理業務委託	令和 7 年 5 月 30 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(公社)五泉市シルバー人材センター 五泉市太田 1 0 9 2 番地 1	令和 7 年 5 月 30 日	83,300 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
4	総合会館 除草業務委託	令和 7 年 5 月 30 日から 令和 7 年 11 月 30 日まで	(社福)中東福祉会 虹工房 五泉市旭町 7 番 44 号	令和 7 年 5 月 30 日	69,300 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
5	市民プール開設前準備・閉鎖後撤去業務委託	令和 7 年 5 月 30 日から 令和 7 年 10 月 31 日まで	(公社)五泉市シルバー人材センター 五泉市太田 1 0 9 2 番地 1	令和 7 年 5 月 30 日	575,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
6	村松プール開設前準備・閉鎖後撤去業務委託	令和 7 年 5 月 30 日から 令和 7 年 9 月 5 日まで	(公社)五泉市シルバー人材センター 五泉市太田 1 0 9 2 番地 1	令和 7 年 5 月 30 日	549,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
7	(以下余白)					